

平成21年11月27日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号9699 大証第一部)
問合せ先 取締役本社 新田 一三
管理部門管掌
(TEL. 06-6251-7302)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月21日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)につきましては、事業の多様化に対応するため、目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法の施行を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 現行定款第12条(株式取扱規程)につきましては、株主の権利行使に際しての手続きについても定められている旨を明確にするものであります。
- (4) 現行定款第27条および第37条(招集手続)につきましては、文言の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年12月21日(月)

定款変更の効力発生日 平成21年12月21日(月)

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(4) (条文省略) (5) 農業機械の賃貸業 (6)～(17) (条文省略) (18) 建設機械、産業機械、車両および農業機械の修理業 (19)～(27) (条文省略) (28) 土木工事、建築工事、電気配線工事、舗装工事、とび、土工、コンクリート工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事および管工事の <u>施工、請負</u> (29)～(32) (条文省略)	第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 農業機械、 <u>林業機械および漁業機械</u> の賃貸業 (6)～(17) (現行どおり) (18) 建設機械、産業機械、車両、 <u>農業機械、林業機械および漁業機械</u> の修理業 (19)～(27) (現行どおり) (28) 土木工事、建築工事、電気配線工事、 <u>電気通信工事、舗装工事、とび、土工、コンクリート工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、造園工事、建築リフォーム工事、鉄骨工事、塗装工事、建具工事および管工事の調査、測量、設計、施工、請負、コンサルタント</u> (29)～(32) (現行どおり)
<u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、 <u>株券を発行する。</u>	[削除]
<u>第8条(条文省略)</u>	第7条(現行どおり)
第9条(单元株式数および单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は、100株とする。 <u>2.当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	第8条(单元株式数) 当社の单元株式数は、100株とする。 [削除]
第10条(单元未満株式についての権利の制限) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第9条(单元未満株式についての権利の制限) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>第11条(株券の種類)</u> 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。	[削除]

現行定款	変更案
<p>第12条（株式取扱規程） 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条（株式取扱規程） 当社の株式に関する手続きおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての</u>手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第13条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 [削除]</p>
<p>第14条～第26条（条文省略）</p>	<p>第12条～第24条（現行どおり）</p>
<p>第27条（招集手続） 取締役会を招集するには各取締役および監査役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役員全員の同意があるときは招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>第25条（招集手続） 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対し、会日の3日前<u>まで</u>に通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続き</u>を経ないでこれを開くことができる。</p>
<p>第28条～第36条（条文省略）</p>	<p>第26条～第34条（現行どおり）</p>
<p>第37条（招集手続） 監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>第35条（招集手続） 監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前<u>まで</u>に通知を発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>
<p>第38条～第42条（条文省略）</p>	<p>第36条～第40条（現行どおり）</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>